

令和3年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年3月2日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月2日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	戸 谷 裕 治	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一		
不 応 招 議 員	14番	高 阪 康 彦		

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一		
	総務部	部長	浅野 幸司	総務課長	戸谷 政司
	民生部	部長	寺西 孝	保険医療課長	不破 生美
		介護支援課長	後藤 雅幸	住民課長	飯田 和泉
	産建設業部	部長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼水道課長	伊藤 和光	下水道課長	浅井 修
	消防本部	消防長	山田 靖		
教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	小島 昌己	書記	萩野 み代
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会議録署名議員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	11番	吉田 正昭	12番	奥田 信宏	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 選挙第1号 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙
- 日程第4 選挙第2号 海部南部広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第5 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議案第3号 令和2年度蟹江町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第7 議案第4号 令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第5号 蟹江町固定資産評価審査委員会条例及び蟹江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第7号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第8号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第9号 蟹江町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 蟹江町コミュニティ・プラント整備事業分担金に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 蟹江町下水道条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 蟹江町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の廃止について
- 日程第17 議案第14号 令和3年度蟹江町一般会計予算
- 日程第18 議案第15号 令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第16号 令和3年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第20 議案第17号 令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第21 議案第18号 令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第22 議案第19号 令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第20号 令和3年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第24 議案第21号 令和3年度蟹江町下水道事業会計予算
- 追加日程第25 選挙第1号 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙
- 追加日程第26 選挙第2号 海部南部広域事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第27 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

令和3年第1回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、皆様には円滑な議会運営にご配慮をいただき、感謝を申し上げます。

愛知県下におきましては、国から出されました緊急事態宣言が2月28日をもって解除となりましたが、厳重警戒措置が発出された状況になっています。傍聴者を含めた議場内におられます皆様におかれましては、気を許すことなく感染予防を心がけていただきますようお願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに議会運営委員会報告書が配付されております。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力お願いいたします。

本日、高阪康彦君から葬儀出席のため、欠席の届けが提出されております。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には萩野み代さんを指名します。

ここで、去る2月25日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

皆さん、おはようございます。

2月25日に行いました議会運営委員会につきまして、ご報告をさせていただきます。

お手元の資料をお願いいたします。

まず、1番目ですけれども、会期の決定についてであります。会期につきましては、本日3月2日から18日までの17日間とするということになっております。

続きまして、2番目の議事日程についてです。

本日3月2日火曜日午前9時ですけれども、開会ということでありまして、議案上程、付

託、精読、そしてまた人事案件の審議、採決、そしてそれが終わりましたら全員協議会の開催ということになっております。ただし書きですけれども、組合議員の選出がありますので、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催し、決めていただきたいと思います。取扱議案といたしましては、選挙第1号、2号、議案第2号ということになっております。

4日ですが、明後日になります、木曜日午前9時より、本日終了できなかった場合に限り開催をいたしてまいります。

8日ですが、8日は総務民生常任委員会、そしてまた防災建設常任委員会、2つの常任委員会の開催を予定しております。いずれも付託事件の審査があります。そしてまた、付託事件審査が終了いたしましたら、所管事務調査となっております。総務民生常任委員会におきましては午前9時より、防災建設常任委員会につきましては午後1時30分より開催するということであります。議案につきましては、総務民生常任委員会は第5号から10号及び13号となっております。防災建設常任委員会は、議案は11号、12号が付託案件となっております。

11日木曜日午前9時からですが、一般質問を行います。一般質問が終了いたしましたら、議会広報編集委員会と議会運営委員会を開催いたします。

12日金曜日午前9時より、11日に終了できなかった場合には継続日となって行ってまいります。

15、16日ですが、いずれも午前9時より予算審議が予定されております。16日につきましては、15日に終了できなかった場合ということになっております。

続きまして、18日木曜日午前9時より、最終日ですけれども、追加議案がございますので、追加議案を上程いたしまして、精読にいたします。委員長報告、議案審議、採決、町長のほうから後で申し上げますけれども、任期満了の挨拶の申し出がありましたので、これを予定させていただき、そして順次閉会というふうになっていきます。ここでも組合議員の選出ということがあります。これにつきましても、午前の休憩中に防災建設常任委員会を開催いたしまして、そこで決めていただきたいと思います。取扱議案といたしましては、選挙第3号ということであります。

3番目、人事案件についてです。

先ほども今も申し上げましたけれども、人事案件の取り扱いについてです。

1番と2番、いずれも組合議会議員の選挙でございます。選挙第1号のほうは海部地区急病診療所組合議員の選挙となります。また、選挙第2号は海部南部広域事務組合議会議員の選挙ということになっております。この2案件につきましては、本日追加日程をいたしまして、選挙を行います。先ほども申し上げましたが、休憩中に総務民生常任委員会を開催いたしまして、被選挙人を選出していただきます。選挙の方法につきましては、議長が指名推選とするといういつものやり方でやってまいります。

4番目ですが、総務民生常任委員会と防災建設常任委員会、2つの常任委員会ですが、先

ほど申し上げましたように、これが付託案件の審議の後に所管事務調査を行います。そして、また所管事務調査報告を行うということになっております。これは3月8日月曜日終了後にそれぞれの打ち合わせをしていただきまして、最終日に委員長より所管事務調査報告を行うということになっております。

5番目ですが、一般質問についてです。

これは従来のように、いつものように議員の皆さんは昨日の正午までに議長のほうへ通告をされていると思います。通告されておりますね。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、引き続いて質問に関しては1人1問のご協力をお願いしたいということですが、既に通告書で1人1問ということになって、通告されていると思います。

6番目ですが、予算審議についてです。

予算の審議につきましては、従来どおりの方法、先例によって行ってまいります。1といたしまして、一般会計の歳入、歳出に対する総括及び歳入の質疑は1人3回までとし、歳出は款ごとに1人3回までといたします。2番目ですが、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の質疑は会計ごとに1人3回までといたします。

7番目ですが、追加議案についてです。

日程のところでも申し上げましたが、選挙第3号ということで、海部地区水防事務組合議会議員の選挙ですけれども、これが消防団長の改選時に当たるために最終日に上程いたしまして選挙を行います。今、まだ消防団長のほうが未定であるということでもありますので、最終日にこれを持ってまいります。選挙の方法につきましては、従来どおり議長の指名推選といたします。このため、午前の休憩中に防災建設常任委員会を開催いたしまして、被選挙人を選出していただきたいと思っております。

8番目です。先ほど申し上げましたが、町長が任期ということになっておりますので、この任期満了に関しまして挨拶をしたいという申し出がございました。それで、最終日の閉会前にここに登壇してそれを行ってもらうということでもあります。

9番目の意見書等についてです。

意見書につきましては、12月定例会から継続審議となっておりましたものが4件ありました。この4件以外に新たに出された意見書というものがありませんでしたので、この継続審議になっている4件につきましては、一般質問終了後に取りまとめを行ってまいります。継続審議となっているものは、1番目は新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書、これ国宛てのものですね。それから、2番目は同じ文面でありまして、愛知県宛てのものでありますので、省略させていただきます。3番目は国立病院の機能強化を求める意見書、また4番目は福祉保育職場の配置基準と賃金の引き上げの実現を求める意見書、以上4件継続審議になっていたものについてお願いいたします。

10番目、その他です。

1番目といたしました政務活動費についてですが、これも年度末となってまいりましたので、令和3年度の交付申請書と、それから前期分の請求書を3月18日木曜日までに提出してほしい。そして、また収支報告書のほうは4月16日金曜日までに議会事務局のほうへそれぞれの会派の皆さん、また個人の議員の皆さんから提出をしていただきますようお願いをいたします。

2番目ですが、これが議会関係例規における押印廃止等例規の改正についてということですが、皆さんも御存じのとおり、国のほうが何かいきなり印鑑、押印をやめるというふうに言い出しまして、またそのことにつきまして、地方にもそのようにするようというふうなことがありました。この押印の廃止に関しては、押印しなければならないと条例に定めてあるもの、あるいは例規、規則で対応できるものなどがありますけれども、これ議会運営委員会でお話しさせていただいて、これは事務局のほうで処理する範囲で収まるのではないかとということで、事務局のほうの内部事務手続の取り扱いとさせていただいております。ポイントとしては、押印しなければならないというふうに書いてあるところの部分に署名または記名押印ということに改める部分もあります。そのようなやり方でこれに対応していくということでございます。

3番目は議員総会の開催についてですが、3月18日木曜日の本会議終了後に、本会議場におきまして議員総会を開催いたします。その議員総会の課題といたしましては、議会録画映像のインターネット配信ということですが、これも12月の定例会に事務局長よりご説明ありましたが、インターネットによって議会を放映するというような話がありましたので、それについての経過と、また令和3年度に予算化されるものについてのご説明があります。

そしてまた、理事者側からの成果物についてということで、これは成果物とは何ぞやということですが、いろいろ当局のほうが発行いたします、例えば第5次総合計画というようなものの冊子などに関してですけれども、そういうものについて今後デジタル化するのがいいのか、本としてやるのか、その辺についての打ち合わせをしたいということで、この日のテーマの一つとなっております。

4番目です。その他のその他ということですが、3月11日が一般質問の第1日目ということなんですが、これが東日本大震災の起こった日であります。それから10年ということになりましたけれども、ちょうどこれが一般質問で開会しておりますので、この亡くなられた方々、また傷ついた方々への哀悼の意を込めるという意味で、黙祷をささげたいというふうに思います。これ一般質問の日でありますし、時間が、何時ですか、2時46分ぐらいだったかと思うんですけれども、時間について今確定ではありませんが、大体それを目安に行いますので、質問者がいると思うんですけれども、途中中断して申し訳ないんですが、ここで1回黙祷をしたいということでもあります。

それから、イですが、例年議員と理事者の懇親会ということを行っておりました。これは定年退職される方を含んで行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止をするという意味で感染を増やしてはいけないということで、今回は中止するということを決定させていただいております。参考までですが、定年退職予定の方々はそこに書かれておりますように、政策推進室次長兼ふるさと振興課長及び生涯学習課長、消防長など3名ということでございます。

以上が議会運営委員会で協議された事項でありますので、以上ご報告させていただきました。

(9 番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 安藤洋一君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番吉田正昭君、12番奥田信宏君を指名いたします。

○議長 安藤洋一君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は17日間と決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第3 選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」を行います。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 小島昌己君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

選挙理由の説明が終わったので、選挙第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第1号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第4 選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 小島昌己君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、選挙第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第2号は精読とされました。

なお、選挙第1号及び選挙第2号の選挙につきましては、午前の休憩時間に総務民生常任委員会を会議室で開催し、組合議会議員の選出をお願いいたします。また、選出がされましたら議長までご報告をお願いします。

○議長 安藤洋一君

日程第5 議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

私からもご推薦を申し上げたいと思います。

今るる説明をさせていただきました被推薦者の藤川和子さん、裏面見ていただいたとおり、平成30年10月1日から人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受け、現在に至るまで人権相談、そして啓発運動等々、活発に活躍をいただいております。人格、見識も大変高い方であります。また、人望も大変厚い方でございますので、適任者であると考えてございます。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第6 議案第3号「令和2年度蟹江町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

今、説明があって、決算に向けての最終的な調整だと思うんですけども、いつも私が言っている、今回、地方創生臨時交付金の件で若干マイナスとか出てきて、この辺というのは最終的に国からこの分を予算化して、国から交付金をもらって、使わなかった分を、これってどこに行っちゃうの。単純なことなんですけれども、ちょっとその辺お願いします。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問いただいたコロナ関係での費用のところのお話だと思いますけれども、現在、国の臨時交付金等を各町で実施している事業に充てさせていただいておるところでございます。そちらのほうの事業に全てのものが満額当たっているわけでもございませんので、そのあたりで必要な分を、何ていうんですか、余ったところを足りていないところに割り振りをしたりというところで整理をさせていただくような形になろうかと思えます。

現在のところ、国のほうに戻すところまで減額というところには至っていないというふうに思いますし、今後、まだいろんな事業を展開していく上で、そのあたりも踏まえて今後事業を展開していくというような形になろうかと思えますので、そのあたりはまた今後整理させていただいたものが提示できればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

執行済みがまだ大分あるんですね、そこまで執行されなかった、工事費なんか特にそこまでかからなかった、あと交付金に、みんなに配った交付金なんかも100%配れたわけじゃないから、余ってくる。来年度予算の関係に、その辺のコロナの関係の支援に余った分も使っていくということで考えておけばいいんですか。残った、執行できなかった分。

○総務課長 戸谷政司君

基本的には1次2次でいただいた分というのは、現状はやっておるところの事業に充てるというようなところでございます。基本的には、先ほども申し上げたとおり、全ての事業が、何ていうんですか、国の補助金を100%充当しているわけではございませんので、町の持ち

出し部分というのがございますので、そのあたりを上手に整理をした上で執行すると。今後の事業展開につきましては、第3次のところの臨時交付金を充てて運用していくというような形になろうかと思っておりますので、今既にもらっている分については、今やっておる事業のところ整理をさせていただくというような考え方になろうかと思っておりますので、ご理解ください。

以上です。

○政策推進室長 黒川静一君

先ほど総務課長から説明をさせていただきましたけれども、基本的には今年度実施できるものについては今年度の臨時交付金の中でほぼほぼ相殺できる、そういったような状況であります。また、3次のほうの交付金のほうが出てきておりますので、そちらにつきましては、来年度の事業というようなことでまた計画をしていきたいと考えております。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第3号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第7 議案第4号「令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第8 議案第5号「蟹江町固定資産評価審査委員会条例及び蟹江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第9 議案第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第10 議案第7号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第11 議案第8号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

ちょっと資料請求というか、ちょっと分かりにくいんですよ。法定減免の7割、5割、2割があつて、現行と改正後も書いてあるんですけども、ちょっと分かりにくい面があつて、給与所得者もそうですし、確定申告でも基礎控除が10万円上がったことの調整だと思ふんですけども、もう少し何か分かる資料があつたらちょっと分かりやすい、ちょっとこの文面だとどういう意味かなと若干思ってしまうので、請求ですけども、お願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

それでは、もう少し分かりやすく書かせていただいた資料のほうを委員会までにできるだけ早いところご提出できるようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第12 議案第9号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務民生常任委員会に付託することと決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第13 議案第10号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第14 議案第11号「蟹江町コミュニティ・プラント整備事業分担金に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

これなんですけれども、今まで延滞金制がなかったやつが新たにつくるということなんですよね。そこで、そもそもなくて、なぜこの延滞金の特例基準割合を適用することになったんですか。ちょっとその辺をお願いいたします。

○下水道課長 浅井 修君

ご質問にお答えさせていただきます。

従来、こちらのほうの条例の中に延滞金の率というものは14.6%ということで定めてあったわけですが、他の延滞金の計算と横並びで考えまして、今回追加をするものでございます。よろしくをお願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

延滞金があって、延滞金の利率だけしかうたっていなかったから、金額等もちゃんと1,000円未満は切り捨てるとか、そういうことで文言を付け加えるということなんです。

○下水道課長 浅井 修君

そのとおりでございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第15 議案第12号「蟹江町下水道条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第16 議案第13号「蟹江町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の廃止について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。午前10時45分から再開します。

(午前10時32分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 安藤洋一君

戸谷裕治君より、体調不良のため欠席したい旨申し出がありましたので、これを許可しました。

日程第17 議案第14号「令和3年度蟹江町一般会計予算」から日程第24 議案第21号「令和3年度蟹江町下水道事業会計予算」までを一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、令和3年度の蟹江町一般会計予算について、ご提案を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

議案第14号令和3年度蟹江町一般会計予算。

令和3年度蟹江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109億5,304万2,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

地方債。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。

一時借入金。

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和3年3月2日提出。

蟹江町長 横江淳一。

次の2ページ、3ページにつきましては、改めて別添資料によって歳入歳出予算の概要をご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

第2表の地方債でございます。

令和3年度は4件の地方債を予定しております。主なものとしましては、臨時財政対策債7億5,000万円、それと今年1月に供用開始いたしましたJRの蟹江駅自由通路等の整備事業関連で9,000万円、街路整備事業費で2,990万円、源氏泉緑地護岸緊急改修事業950万円、合わせて8億7,940万円の起債を予定しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法

は後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、当初予算の概要につきまして、お配りしてあります令和3年度の予算関係資料に基づいてご説明を申し上げます。

予算関係資料の4ページ、5ページ、令和3年度一般会計予算額一覧表をご覧ください。

まず、4ページ、5ページの一番下、歳入歳出予算の総額であります。109億5,304万2,000円で、昨年度と比較をいたしますと、9億6,923万5,000円の減でございます。この理由といたしましては、令和3年度当初予算は町長の任期満了に伴い、義務的経費、継続事業費を中心とした骨格予算として編成をいたしました。このうち、主なものについてご説明申し上げます。

まず、4ページの歳入の第1款町税でございます。この町税の構成は1項の町民税から5項の入湯税まで5つの税目で構成をされています。町税全体で49億9,700万1,000円となりまして、これを前年度と比較すると2億6,770万円の減額となっております。その要因といたしましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、社会に様々な影響を及ぼしました。本町におきましても、住民生活に大きな影響を及ぼしており、この状況を踏まえた上で、1項の町民税におきまして1億5,600万円の減額、2項の固定資産税で1億1,700万円、合わせて2億7,300万円の減額を見込んだことによるものであります。

次に、2款の地方譲与税、構成は1項の地方揮発油譲与税から3項の森林環境譲与税、合わせて総額8,390万円となっております。

次に、少し飛びまして、7款の地方消費税交付金であります。消費税のうち市町村へ交付される地方消費税交付金として7億7,700万円を計上させていただきました。

次に、10款の地方特例交付金の第2項であります。新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金であります。これは新たに設けられた交付金でありまして、新型コロナウイルス感染症対策として固定資産税の減免措置が取られました。その減収分が国費で補てんされるものであります。3,300万円の収入を見込んでおります。

次に、11款の地方交付税7億4,000万円、地方財政計画に基づいて1億8,000万円の増額を見込みました。

次に、13款の分担金及び負担金でございます。総額3億40万1,000円、主な負担金といたしましては、保育所の運営費保護者負担金、学童保育保護者負担金、小・中学校の給食費をご負担いただく給食費保護者負担金などがございます。

次に、14款使用料及び手数料でございます。総額9,837万8,000円、主なものといたしましては、火葬場の使用料や道路占用料、公民館や体育館など公共施設の使用料収入、住民票や戸籍関係の証明を受けるときに必要な手数料、ごみ処理に係る手数料などの収入を見込んでおります。

次に、15款国庫支出金でございます。総額といたしましては、10億9,006万2,000円。1項

の国庫負担金が9億5,226万2,000円となっておりますが、そのうちの主なものは民生費の児童手当負担金3億9,314万円、障害者自立支援給付費等負担金2億7,005万7,000円などが主なものの内容でございます。

次に、2項の国庫補助金、トータル1億2,980万6,000円で、これを昨年度と比較いたしますと、1億6,469万7,000円の減額となっております。その理由といたしましては、土木費においてJR蟹江駅橋上化に伴う自由通路整備事業が概成したことにより、補助金が減となったものでございます。

次に、16款の県支出金でございます。総額7億920万2,000円、主な内容は1項の県負担金として民生費の児童手当負担金8,453万円、障害者自立支援給付費県負担金として1億3,502万8,000円、2項の県補助金としては子ども医療支給費補助金4,489万4,000円等の収入を見込ませていただきました。

次に、17款の財産収入であります。収入の見込額1,090万1,000円、主なものは財産の運用収入として土地建物の貸付金でございます。

次に、19款の繰入金でございます。総額8億700万4,000円、繰入金の主なものといたしましては、2項の基金繰入金で、財政調整基金繰入金4億8,000万円、下水道整備事業費に充てるための下水道整備基金から2億円の繰入れを予定をしております。

次に、20款繰越金8,103万2,000円、令和2年度の繰越金見込額でございます。

21款諸収入1億6,674万7,000円、1項の延滞金、加算金及び過料で町税の延滞金収入として900万円、3項の貸付金元利収入で商工業の振興資金貸付のための預託金元金5,700万円などが主な内容でございます。

最後に、22款、先ほどご提案のときにご説明申し上げましたように、臨時財政対策債7億5,000万円はじめ4件の借入れ、総額8億7,940万円の借入れを予定をしております。

以上が歳入予算の概要でございます。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

1款の議会費から11款の予備費まで款別に記載をしております。

歳出の主なものについて、増減とその要因についてご説明を申し上げます。

まず、2款の総務費であります。全体で13億2,801万4,000円、これは2年度とほぼ同額であります。

次に、3款の民生費であります。民生費総額43億7,770万6,000円、これを昨年と比較いたしますと、1億7,603万9,000円の増となっております。その主な要因といたしましては、1項の社会福祉費において年々増加する扶助費の介護給付費負担金、障害児施設措置費負担金の増によるものであります。また、2項の児童福祉費では、学童の放課後の居場所づくりを拡大するために、私立幼稚園で児童クラブを実施していただく費用として1,276万5,000円、

3歳未満児の保育所への入所が年々増加傾向にあり、それに対応するために私立幼稚園の認定こども園に移行する費用3,750万円を新規に計上させていただきました。

次に、4款衛生費であります。9億8,220万2,000円、ほぼ前年度と同額であります。主なものは1項の保健衛生費で保健センターが行う各種保健事業や予防接種事業、2項の清掃費としてごみ処理対策費などが上げられてございます。特に1項の保健衛生費には子育て世帯への応援策として今年度設置をいたしました子育て世代包括支援センターを中心に出産した後のケアとして産後1年未満のお母さんと乳児を対象とした産後ケア事業の委託料も計上させていただきます。

次に、5款農林水産業費、予算額1億2,131万3,000円、これを前年度と比較いたしますと、7,575万7,000円の減額となっております。この減額の要因といたしましては、土地改良事業関連の負担金の減で、関連自治区の排水機の更新事業と今排水機のオーバーホール事業が完了したことによるものであります。

次に、6款の商工費でございます。総額2億5,821万円、前年度と比較いたしますと、4,947万4,000円増額であります。その主な要因といたしましては、町内にございます企業が設備投資をしやすいするために、愛知県と連携して企業の再投資を促進するための補助金3,700万円を計上したことによるものであります。

次に、7款の土木費であります。総額で11億2,098万5,000円、これを前年度と比較いたしますと11億6,685万5,000円の大幅な減額となっております。その要因といたしましては、4項の都市計画費において先ほどご説明申し上げました、今年の1月末に供用開始したJR蟹江駅橋上駅舎化に伴う自由通路事業がほぼ概成したことによるものであります。また、近鉄富吉駅南の地区において、組合施行の土地区画整理事業を実施するために事業計画及び事業認可関連の準備費用も計上させていただいております。

次に、8款の消防費であります。総額4億9,114万円、前年度と比較いたしますと、4,045万9,000円の減であります。その主な要因といたしましては、現在、町は35メートル級のはしご車を所有しておりますが、昨年度はしご車のオーバーホール費用として3,250万円を計上したものが要因と考えられます。

次に、9款の教育費であります。教育費総額で13億348万4,000円、昨年度とほぼ同額であります。9款1項の教育総務費、予算額2億2,174万円で、これを前年度と比較いたしますと、7,703万9,000円の増額でございます。これは昨年開始をいたしましたGIGAスクール構想関連経費の予算増であります。このGIGAスクール構想、国が令和元年度の補正予算で、将来に備え義務教育課程の小・中学校全生徒に1人1台のタブレットを順次配布する計画でありまして、町といたしましても、この計画に基づいて2年度に機器の整備に配備いたしました。その整備した機器の借上料と関連経費を予算計上したことによるものであります。

10款公債費、総額8億3,768万7,000円、地方債で借り入れた借入金の元金及び利子の償還費でございます。

11款予備費800万円、昨年と同額であります。

以上が令和3年度一般会計当初予算の歳出の概要でございます。

また、予算説明資料の19ページ以降では、令和3年度の一般会計主要事業一覧表として、3年度からスタートいたします第5次蟹江町総合計画の分野別に事業を記載させていただきました。また、43ページ以降には蟹江町まち・ひと・しごと創生事業一覧表を記載させていただきました。どちらも事業の名称、主管課、予算額、ページ数など詳細に記載してありますので、後ほどお目通しのほどお願いを申し上げます。

以上、令和3年度蟹江町一般会計当初予算、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

それでは、ご提案申し上げます。

予算書の267ページをお願いいたします。

議案第15号令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算。

令和3年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億4,478万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和3年3月2日提出。

蟹江町長 横江淳一。

内容につきましては、別とじの令和3年度民生部予算説明資料にて説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算額一覧表。

まず、歳入でございます。

1款1項国民健康保険税は、1目一般被保険者国民健康保険税と2目退職被保険者等国民健康保険税、合わせて予算額が7億5,366万円、前年度と比較いたしますと381万7,000円の増額となっております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料と2目事務手数料は1万円でございます。

3款国庫支出金は、1項国庫補助金、1目災害等臨時特例補助金は頭出しの予算でございます。

4款県支出金は、1項県補助金、1目保険給付費等交付金で23億8,802万6,000円と、2項1目財政安定化基金交付金1,000円の頭出し予算と合わせまして、23億8,802万7,000円で、630万円の減額でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金2,000円は、国民健康保険支払準備基金預金利子でございます。

6款繰入金でございますが、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金が1億8,549万1,000円、2項基金繰入金、1目国民健康保険支払準備基金繰入金が8,000万円、合わせまして繰入金の合計が2億6,549万1,000円でございます。前年度と比較いたしますと、292万1,000円の増額となっております。

7款1項1目繰越金は2,566万2,000円でございます。

8款諸収入でございますが、1項延滞金及び過料、1目延滞金が792万3,000円、2項1目預金利子が1,000円、3項雑入は1目滞納処分費から4目雑入まで合わせまして400万3,000円、諸収入の合計が1,192万7,000円となっております。

歳入合計は34億4,478万円、前年度対比いたしますと、2,031万8,000円、0.59%の減額となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費につきましては、1項総務管理費、そのうち1目一般管理費から2目連合会負担金まで3,215万4,000円、2項1目運営協議会費が33万8,000円、合計が3,249万2,000円、前年度対比133万6,000円の減額でございます。

2款の保険給付費、1項療養諸費は1目一般被保険者療養給付費から5目の審査支払手数料まで合わせまして20億9,780万円。2項の高額療養費でございますが、1目一般被保険者高額療養費から4目退職被保険者等高額介護合算療養費まで合わせまして2億6,024万8,000円。3項の移送費につきましては、1目一般被保険者移送費と2目退職被保険者等移送費、合わせまして7万円でございます。4項出産育児諸費は1目出産育児一時金と2目支払手数料、合わせまして1,260万7,000円。5項葬祭諸費、1目葬祭費は325万円。6項1目傷病手当金は300万円でございます。2款保険給付費は合計23億7,697万5,000円で、比較をいたしますと368万7,000円減額でございます。

3款の国民健康保険事業費納付金につきましては、1項医療給付費分は1目一般被保険者医療給付費分と2目退職被保険者等医療給付費分、合計で6億7,582万8,000円でございます。

2項の後期高齢者支援金等分は、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分が2億2,601万4,000円でございます。3項1目の介護納付金分は9,262万9,000円、合計で9億9,447万1,000円、前年度と比較いたしますと1,420万3,000円の減額でございます。

4款財政安定化基金拠出金は頭出しの予算でございます。

5款保健事業費につきましては、1項1目特定健康診査等事業費3,207万6,000円、2項保健事業費、1目疾病予防費が65万2,000円、保健事業費合計が3,272万8,000円、前年度対比109万2,000円の減額でございます。

6款1項基金積立金、1目国民健康保険支払準備基金積立金は3,000円でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険税還付金から3目の還付加算金まで合計311万円でございます。

8款1項1目予備費につきましては500万円で、昨年度と同様でございます。

歳出合計34億4,478万円、前年度と対比いたしますと2,031万8,000円、0.59%の減額となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、予算書のほうの317ページをご覧ください。

それでは、ご提案申し上げます。

議案第16号令和3年度蟹江町土地取得特別会計予算。

令和3年度蟹江町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,000万6,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

令和3年3月2日提出。

蟹江町長 横江淳一。

324ページ、325ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目土地開発基金運用収入、予算額が2,000円でございます。内訳といたしまして土地開発基金預金利子でございます。

続きまして、2項の財産売払収入、1目土地売払収入、予算額が1,000円でございます。こちらのほう、頭出しの予算でございます。

それから、2款の繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございます。こちらのほう、前年度繰越金、同じく頭出しの1,000円の予算でございます。

続きまして、3款の諸収入、1項土地開発基金借入金、1目土地開発基金借入金、予算額

のほうで1億8,000万円でございます。こちらのほうは基金の借入金ということの予算の計上でございます。

それから、2項の諸収入、1目預金利子、予算額が1,000円、それから、2目の雑入として、同じく頭出し予算の1,000円を計上いたしております。

以上が歳入予算でございます。

続きまして、歳出でございます。

326ページ、327ページのほうをご覧ください。

326ページ、327ページの歳出予算でございます。

1款土地取得費、1項土地取得費、1目土地取得費、予算額が1億8,000万3,000円でございます。内訳といたしまして、土地取得事業といたしまして需用費、こちらのほう、土地購入の印紙代金等ということで20万円、それから、役務費の不動産鑑定料といたしまして120万円、委託料といたしまして用地測量及び登記委託料等というところで200万円、それから公有財産の購入費といたしまして土地購入費といたしまして1億2,660万3,000円の予算でございます。最後に、補てん関係、補償金といたしまして5,000万円の予算の内訳でございます。

次ページのほうをお願いいたします。

2款土地開発基金費、1項土地開発基金費、1目土地開発基金費でございます。予算額のほうで2,000円でございます。内訳といたしまして土地開発基金の預金利子の積立金でございます。

次ページをお願いいたします。

330ページ、331ページでございます。

3款の諸支出金、1項諸支出金、1目土地開発基金償還金でございます。予算額は1,000円でございます。内訳といたしまして土地開発基金の償還金として、基金への戻し金ということで頭出しの1,000円を計上しております。いずれも前年度と同額の計上をさせていただいております。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

予算書の333ページをお願いいたします。

議案第17号令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計予算。

令和3年度蟹江町の介護保険管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億4,023万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算に

よる。

歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和3年3月2日提出。

蟹江町長 横江淳一。

内容につきましては、別とじの令和3年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計予算額一覧表。

まず、歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料6億478万4,000円、前年度と比較いたしますと3,705万3,000円の減額となっております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目事業者指定等手数料につきましては、1万円の頭出しでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金4億3,686万2,000円、2項の国庫補助金でございますが、1目調整交付金から5目介護保険保険者努力支援交付金まで、合わせまして1億12万4,000円で、国庫支出金の合計が5億3,698万6,000円、前年度比754万4,000円の減額でございます。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金と、2目地域支援事業支援交付金を合わせまして、6億7,840万1,000円でございます。対前年度比3,444万3,000円の減額でございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金と2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）と、2目の1目以外の地域支援事業交付金、3目介護施設等整備事業費補助金を合わせました県支出金の合計が3億7,637万8,000円、前年度比2,563万円の減額でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金預金利子2,000円でございます。

7款繰入金、1項の一般会計繰入金は、1目介護給付費繰入金から5目事務費等繰入金まで、合わせまして4億1,367万円でございます。2項基金繰入金でございますが、1目の介護給付費準備基金繰入金3,000万円、繰入金の合計といたしまして4億4,367万円、前年度と比較いたしますと1,934万6,000円の減額でございます。

8款1項1目繰越金は、頭出しの予算でございます。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、2目過料と2項1目預金利子、3項雑入、1目第三者納付金から3目雑入までは頭出しの予算でございます。

歳入合計は26億4,023万8,000円、前年度と比較いたしますと1億2,401万6,000円、4.49%の減額となっております。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款の総務費につきましては、1項総務管理費、1目一般管理費5,710万6,000円、2項徴収費、1目賦課徴収費が36万5,000円、合計が5,747万1,000円、前年度と比較し382万4,000円増額でございます。

2款1項保険給付費は、1目の保険給付費と2目審査支払手数料まで、合わせまして23億7,060万7,000円、2項1目高額介護サービス等費6,930万円で、合計金額が24億3,990万7,000円、前年度と比較いたしまして1億2,883万円減額でございます。

3款の地域支援事業費でございますが、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目の介護予防・生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費合計で6,657万6,000円、2項1目一般介護予防事業費は599万8,000円、3項包括的支援事業・任意事業費は、1目包括的支援事業費から6目の地域ケア会議推進事業費まで5,811万1,000円、4項その他諸費、1目審査支払手数料15万円までを合わせまして1億3,083万5,000円、前年度対比99万円の増額でございます。

4款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金は3,000円でございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、1目第1号被保険者保険料還付加算金と、2目の償還金まで1,202万円、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、頭出しの予算でございます。

6款1項1目の予備費につきましても、頭出しの予算となっております。

歳出合計26億4,023万8,000円、前年度と比較いたしまして1億2,401万6,000円、4.49%の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

ご提案申し上げます。

予算書373ページをお願いいたします。

議案第18号令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算。

令和3年度蟹江町のコミュニティ・プラント事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,236万7,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

令和3年3月2日提出。

蟹江町長 横江淳一。

380ページ、381ページをご覧ください。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目コミュニティ・プラント事業分担金、本年度の予算額は頭出しの1,000円でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項1目使用料、本年度予算額は420万1,000円でございます。

第3款繰入金、第1項1目一般会計繰入金、本年度予算額は816万2,000円でございます。

第4款繰越金、予算額は頭出しの1,000円でございます。

第5款諸収入、第1項1目の預金利子と2項1目の雑入につきましては、それぞれ頭出しの1,000円でございます。

よって、歳入合計は1,236万7,000円とさせていただきます。

次に、382ページ、383ページをご覧ください。

歳出でございます。

第1款総務費、第1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額は1,236万7,000円でございます。

各項の主なものといたしましては、10節の需用費の電気料228万円、11節役務費の汚泥処理手数料140万3,000円でございます。12節委託料といたしましては、処理施設維持管理業務委託で369万6,000円でございます。14節の工事請負費は、下水道管維持修繕等工事と蟹江南クリーンセンター内機器整備修繕工事を含めまして443万5,000円でございます。

前年度と比較いたしまして歳入歳出それぞれ4万6,000円の増となっております。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

385ページをお願いいたします。

議案第19号令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算。

令和3年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,844万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、総務費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和3年3月2日提出。

蟹江町長 横江淳一。

内容につきましては、別とじの令和3年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算額一覧表。

歳入でございます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は4億3,448万1,000円、前年度と比較いたしますと1,090万4,000円の減額となっております。

2款県支出金、1項県負担金、1目保険基盤安定拠出金6,943万4,000円、前年度と比較し450万1,000円の増額でございます。

3款使用料及び手数料、1項手数料、1目事務手数料は、頭出しの予算となっております。

4款繰入金、1項一般会計繰入金は、1目療養給付費繰入金から3目事務費繰入金まで、合わせまして4億1,347万2,000円、前年度対比1,289万円増額でございます。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、2目還付加算金、合わせまして5万1,000円、2項1目預金利子と3項1目雑入は頭出しの予算となっております。

6款1項1目繰越金は100万円でございます。

歳入合計は9億1,844万1,000円、前年度と対比いたしますと648万6,000円、0.71%の増額となっております。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費につきましては、1項総務管理費、1目一般管理費905万4,000円、2項徴収費、1目賦課徴収費が36万円、合計で986万4,000円、前年度と比較し54万6,000円の増額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、9億752万4,000円、前年度と比較いたしまして594万円増額でございます。

3款諸支出金でございますが、1項償還金及び還付加算金、1目還付加算金と2目償還金で105万1,000円、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、頭出しの予算となっております。

4款1項1目の予備費につきましても、頭出しの予算となっております。

歳出合計9億1,844万1,000円、前年度と比較いたしまして648万6,000円、0.71%の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

ご提案申し上げます。

それでは、別冊でございますが、蟹江町水道事業会計予算書1ページをご覧ください。

議案第20号令和3年度蟹江町水道事業会計予算。

総則。

第1条 令和3年度蟹江町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総配水量といたしまして449万2,000立米、(2) 1日平均配水量といたしまして1万2,306立米、(3) 有収水量といたしましては406万5,000立米、(4) 有収率といたしましては90.5%を上げさせていただきました。(5) 給水加入件数は1万4,145件、(6) 給水人口は3万6,300人、(7) 主な建設改良事業につきまして、配水管施設工事費として3億4,918万9,000円、拡張工事費として2,100万円、固定資産取得費として7,292万8,000円でございます。

収益的収入及び支出でございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入の部。

第1款水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計で、7億8,608万9,000円でございます。

支出の部。

第1款水道事業費用につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で7億7,275万6,000円でございます。

1ページをはねていただきまして、資本的収入及び支出でございます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億3,177万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億3,122万7,000円、建設改良積立金2億6,007万9,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,046万6,000円で補てんするものとする。

収入の部。

第1款資本的収入は、第1項の工事負担金と第2項の固定資産売却代金で6,530万2,000円。

支出の部。

第1款資本的支出、第1項の建設改良費から第3項の予備費の合計で4億9,707万4,000円でございます。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 6条に定める経費を除き、予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費6,466万7,000円、(2) 交際費1万円でございます。

たな卸資産購入限度額。

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,054万6,000円と定める。

令和3年3月2日提出。

蟹江町長 横江淳一。

3ページの令和3年度蟹江町水道事業会計予算実施計画から、22ページの令和3年度資本的収支と補てん財源明細書につきましては、後ほどお目通しのほどよろしくお願ひします。

23ページの令和3年度予算実施計画明細書については、別添のA3の資料にて説明させていただきます。

別添A3資料の令和3年度蟹江町水道事業会計予算額一覧表をご覧ください。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。

水道事業収益、科目、第1項営業収益につきましては、1目の給水収益と3目のその他営業収益までの合計で7億4,472万6,000円、第2項の営業外収益は、1目の受取利息及び配当金から5目の雑収益までの合計で4,136万1,000円、第3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益と2目の過年度損益修正益で2,000円を計上させていただきました。本年度予定額の合計といたしましては7億8,608万9,000円、前年度予定額は7億6,653万2,000円で、比較いたしますと1,955万7,000円の増でございます。

続きまして、支出の部でございます。

第1款水道事業費用、科目、第1項の営業費用につきましては、1目の原水及び浄水費から7目のその他営業費用までの合計で7億4,112万7,000円、第2項の営業外費用につきましては、1目の支払利息から3目の雑支出の合計で2,662万7,000円、第3項の特別損失につきましては、1目の固定資産売却損と4目の過年度損益修正損の合計で2,000円、第4項の予備費につきましては、500万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしましては7億7,275万6,000円、前年度の予定額は7億6,508万6,000円で、比較いたしますと767万円の増でございます。

続きまして、裏面をお願いいたします。

2、資本的収入及び支出。

収入の部。

第1款資本的収入、科目、第1項工事負担金、1目工事負担金につきましては6,530万1,000円、第2項固定資産売却代金、1目固定資産売却代金といたしましては1,000円、本年度予定額の合計といたしましては6,530万2,000円、前年度の予定額は2,530万2,000円で、比較いたしますと4,000万円の増でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款資本的支出、科目、第1項建設改良費は、1目の事務費から4目の固定資産取得費までの合計で4億9,677万4,000円、第2項の企業債償還金はゼロ円でございます。第3項の予備費につきましては30万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしましては4億9,707万4,000円、前年度予定額は3億9,672万円で、比較いたしますと1億35万4,000円の増でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億3,177万2,000円につきましては、先ほど第4条の資本的収入及び支出でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

引き続きまして、ご提案申し上げます。

別冊の蟹江町下水道事業会計予算書及び予算説明書の1ページをご覧ください。

議案第21号令和3年度蟹江町下水道事業会計予算。

総則。

第1条 令和3年度蟹江町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間排出量といたしましては177万立米、(2) 1日平均排出量といたしましては4,849立米、(3) 年間有収水量といたしましては159万2,000立米、(4) 有収率といたしましては89.97%を上げさせていただきました。(5) 接続戸数といたしましては4,665件、こちらはマンションも接続戸数1件となっております。(6) 水洗化人口1万5,126人でございます。(7) 主な建設改良費事業といたしましては、公共下水道管渠布設工事12億4,328万円、公共汚水ます設置工事2,500万円、宅内ポンプ設置工事2,000万円でございます。

収益的収入及び支出でございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入の部。

第1款下水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計で6億6,690万3,000円でございます。

支出の部。

第1款下水道事業費用につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で5億3,537万7,000円でございます。

資本的収入及び支出でございます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,152万6,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,018万9,000円及び引継金2億133万7,000円で補てんするものとする。

収入の部。

第1款資本的収入は、第1項の企業債から第5項の一般会計補助金までの合計で15億1,701万3,000円でございます。

1ページをはねていただきまして、支出の部。

第1款資本的支出は、第1項の建設改良費から第3項の予備費までの合計で17億4,853万9,000円でございます。

企業債。

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、公共下水道事業の限度額6億3,250万円と流域下水道事業の限度額1,900万円でございます。起債の方法といたしましては、証書借入です。なお、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

一時借入金。

第6条 一時借入金の限度額は10億円と定める。

これは、地方公営企業法第24条及び地方公営企業法施行令第17条に基づき明記するものであり、赤字予算の調製は許されないものと解されていますが、誠にやむを得ない事情により赤字予算を調製せざるを得ない場合に、速やかに赤字解消計画を立てる目的のものでございます。現在、運用する予定はございません。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費5,642万9,000円でございます。

他会計からの補助金。

第9条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5億

4,563万7,000円である。

令和3年3月2日提出。

蟹江町長 横江淳一。

続きまして、3ページの令和3年度蟹江町下水道事業会計予算実施計画から19ページの注記につきましては、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

21ページの令和3年度蟹江町下水道事業会計予算実施計画明細書につきましては、別途A3の資料でご説明させていただきます。

別途A3の令和3年度蟹江町下水道事業会計予算額一覧表をご覧ください。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。

第1款下水道事業収益、科目、第1項営業収益につきましては、1目の下水道使用料と2目その他営業収益で2億2,462万5,000円、第2項の営業外収益は、1目の受取利息及び配当金から7目の雑収益までの合計で4億1,427万6,000円、第3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益から3目その他特別利益までの合計で2,800万2,000円を計上させていただきました。本年度予定額の合計といたしましては、6億6,690万3,000円、前年度予定額は6億3,742万8,000円で、比較いたしますと2,947万5,000円の増でございます。

続きまして、支出の部でございます。

第1款下水道事業費用、科目、第1項の営業費用につきましては、1目の管渠費から4目の減価償却費までの合計で4億6,811万円、第2項の営業外費用につきましては、1目の支払利息から4目の雑支出の合計で6,716万5,000円、第3項の特別損失につきましては、1目の固定資産売却損と4目過年度損益修正損の合計で2,000円でございます。第4項予備費につきましては、10万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしましては、5億3,537万7,000円、前年度予定額は5億1,683万6,000円で、比較いたしますと1,854万1,000円の増でございます。

次に、2、資本的収入及び支出でございます。

収入の部。

第1款資本的収入、第1項企業債、1目企業債は、下水道事業債の6億5,150万円、第2項負担金及び分担金、1目負担金及び分担金は、受益者負担金及び区域外流入分担金の1,500万9,000円です。第3項固定資産売却代金、1目固定資産売却代金として1,000円でございます。第4項国庫補助金、1目国庫補助金は、下水道管渠等の整備に係る国庫補助金の5億8,000万円でございます。第6項一般会計補助金、1目一般会計補助金は2億7,050万3,000円です。本年度予定額の合計といたしましては、15億1,701万3,000円、前年度予定額は8億6,685万円で、比較いたしますと6億5,016万3,000円の増でございます。

続きまして、裏面をお願いいたします。

支出の部でございます。

第1款資本的支出、科目、第1項建設改良費は、1目の公共下水道事業費の16億55万2,000円で、下水道管渠等の建設改良に要する費用でございます。第2項の企業債償還金、1目企業債償還金は1億4,788万7,000円でございます。第3項の予備費につきましては、10万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしまして17億4,853万9,000円、前年度予定額は9億8,744万2,000円で、比較いたしますと7億6,109万7,000円の増でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,152万6,000円につきましては、先ほど第4条の資本的収入及び支出でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第21号までの8議案は、来る3月15日、16日の両日にかけて審議をお願いすることにし、一括精読にしたいと思います。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

資料の請求、1つお願いしたいと思います。

今回、蟹江町の第5次総合計画というものが出されております。それに関する資料のお願いですが、この第5次総合計画の中に、ページ47から第4編に基本計画というのがありまして、分野別計画というのがずっと書かれております、ここには、その中に、基本成果指標というような欄があります。これは、この中にいろいろ種類があるんですけども、その中の1つに住民意識調査によるものというのがあります、住民意識調査。それから、アンケート調査によるものというのがあります。これは、直接、町が町民に蟹江町をどう思っているのかというような調査を個別にしているものだと思うんですが、その欄を、住民意識調査とアンケート調査に基づく欄を、第4次の総合計画というのも出ていましたが、その第4次の総合計画と並列して、並列してというのは1つのページに第4次の住民意識調査によるアンケート調査がどうだったのか、それから目標値はどうだったのかというのが3つに分かれて書かれておりまして、今度、第5次もそれが3つに分かれて書かれているんですけども、それを並列して、一覧表にして出してほしいということなんですけれども、分かりますかね。分からなかったら後で打合せしますが、その一覧表を出していただきたい。全体の、全部の。

○政策推進室長 黒川静一君

すみません、また後で内容のほうを教えてくださいまして、出せるものだったら出させていただきます。

まずは内容のほうをもう少し、すみませんが詳しく教えてください。

○9番 中村英子君

分かりました。比較しますので、後で打合せしますが、その資料をお願いしますということです。

○議長 安藤洋一君

それでは、資料請求のあった担当部課は、資料を5日金曜日までに議会事務局へ提出してください。お願いします。

先ほどのです。については一括精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号から議案第21号までの8議案は、精読とされ、3月15日、16日の両日にかけて審議をお願いすることになりました。

ここで暫時休憩します。午後1時から再開します。

(午後0時01分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 安藤洋一君

お諮りいたします。

精読になっておりました選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」、選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」、議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、3案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

追加日程第25 選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区急病診療所組合議会議員に飯田雅広君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました飯田雅広君を、海部地区急病診療所組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました飯田雅広君が、海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました飯田雅広君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長 安藤洋一君

追加日程第26 選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部南部広域事務組合議会議員に山岸美登利さん、水野智見君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました山岸美登利さん、水野智見君を、海部南部広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました山岸美登利さん、水野智見君が、海部南部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部南部広域事務組合議会議員に当選されました山岸美登利さん、水野智見君が

議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長 安藤洋一君

追加日程第27 議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

今回の候補者の藤川さんのことじゃないんですけれども、この方、平成30年10月1日からということで、またもう3年間ということなんですけれども。もう既に、もっと前からやっている人があるんですけれども、これって最大というのか、何年までできるものなのか。

再任については、満75歳未満とあって、新任については満68歳以下と推薦基準はあるんですけれども、ちょっとそこだけ確認させてください。

○住民課長 飯田和泉君

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

再任については回数の制限はございませんが、今、議員もおっしゃったように年齢制限ということで、参考の3ページ、任期一覧の一番下のほうに年齢に係る推薦基準として書かれているとおりでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

再任の制限なしということなんだね。20年でも、候補者として選ばれればずっとやれるということで認識するという形でいいですね。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 1 時06分)